

北海道告示第 10951 号

北海道が令和3年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和3年7月2日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>飲食事業者等感染防止対策支援事業費補助金 補助金の交付の対象となる者が、道内中小企業者のうち、飲食店等、対面サービスを提供する事業者が業種別ガイドラインを踏まえた上で行う新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた取組に要した経費の一部を補助することにより、道内における感染防止対策の強化・徹底を促進することを目的とする。</p>	<p>道が飲食事業者等感染防止対策支援事業費補助金交付要綱で定める道内の単体法人又は複数法人による連合体</p>	<p>(1)感染防止対策補助金 道内中小企業者のうち、飲食店等、対面サービスを提供する事業者が行う感染防止対策に要した経費について、一事業者あたり75千円を上限として、間接補助事業者の補助対象経費の4分の3以内の額で交付する補助金 (2)感染防止対策補助金の交付事務等のために必要な次の経費(人件費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料、各種手数料)、委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費)</p>	<p>補助対象経費欄に掲げる事業10分の10以内</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和3年7月9日 提出先 経済部地域経済局中小企業課</p>		